立川基地跡地昭島地区への法務省施設整備要請について

- 1. 要請日 平成19年9月7日(金)
- 2. 要請者 法務省大臣官房長
- 3. 要請の内容
 - ① 都内及び近郊に分散する法務省関連施設を立川基地跡地昭島地区内の国有地に集約し、「国際法務総合センター(仮称)」として整備する計画。
 - ② 同センターの構成は、法務省関係の国際協力機関並びに職員研修所、矯正医療センター及び少年非行対策センターの四つの部門と併設する職員 宿舎
 - ③ 国際協力機関は、国と国連との協定に基づき設立された刑事司法に関する国際研修等を行う「国連アジア極東犯罪防止研修所」及びアジア地域を中心に主として法整備支援を行う「法務総合研究所国際協力部」で、いずれも国の司法分野における国際協力の中心的役割を担う機関。
 - ④ 職員研修所は、刑事施設の刑務官や少年施設の法務教官等の研修を行う「矯正研修所」と同研修所「東京支所」、及び公安調査庁の職員の研修を行う「公安調査庁研修所」を集約するもので教室等の施設のほかに、受講職員用の寮も併設する予定。
 - ⑤ 矯正医療センターは、身体または精神疾患を持つ成人及び少年被収容者 のための総合医療施設で、八王子医療刑務所、関東医療少年院及び神奈 川医療少年院を統合整備するもの。なお、将来的には、この矯正医療セ ンターを拡張して、急増している成人女子被収容者を対象とした医療的 ケア等のための施設整備を検討している。
 - ⑥ 少年非行対策センターは、東京家庭裁判所八王子支部が立川市に移転するのに伴い、これに対応する八王子少年鑑別所を移転整備するもの。併せて、青少年の非行やいじめ等の相談窓口を設置するもの。
 - ⑦地域への貢献
 - ・多摩地域における少年非行対策等にも寄与できる施設
 - ・地域と共存できる施設として整備する
 - ・周辺地域のまちづくりにも積極的に協力したい

「国際法務総合センター(仮称)」の概要

イメージ図

※この図はイメージであり固定したものではなく、実際の施設については、今後、関係機関と協議する予定。

長病に罹患し、又は人工透析等特殊な治療を必要とする者を収容する施設 (成人及び少年) 議正医療センター 矯正研修所 法務省所管の矯正職員に対する研修施設 ・法学等、職務上必要な学術や処遇技能等を修得 ・専門性の高い効果的な研修(主に上級幹部養成) ・専門の教官のほか、官公庁や民間有識者等による研修 専門的な研究機能の併設 ・高度・専門医療への対応 ・大学等から有能な医師を確保 ・職務上必要な学術や技能等を修得 ・専門性の高い効果的な研修 ・専門の教官のほか、民間有識者等による研修 少年非行対策センター 心理学の専門家(職員)により少年の資質の 「青少年非行相談センター」を設置・地域の青少年の非行問題等に貢献 ジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) 府との協定に基づき、アジア・太平洋地域を中心とした 法行政の健全な発展と相互協力の促進を目的として設立 上国刑事司法分野の専門家を育てることにより、途上国の発 刑事司法分野における人的ネットワークが強化されることにより、 国際犯罪への対応を強化

移転機関位置図

